

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	1	心身障害者福祉事業
分科会	7	障害福祉分科会	調整項目	5	児童福祉居宅生活支援事業

中条町担当	町民福祉課	福祉保育係	担当者名	
黒川村担当	住民課	社会福祉係	担当者名	

現 況			調 整 方 針	備 考																
記載事項	中 条 町	黒 川 村																		
児童居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）	身体に障害のある児童または知的障害者のある児童であって日常生活を営むのに支障があるものに対して入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものを供与する。 【決定者数と支払予定額】 1名：2,100円	同左 【決定者：なし】	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 財 源 国 2 / 4 県 1 / 4 町村 1 / 4																	
児童デイサービス事業	障害児につき、肢体不自由児施設、知的障害児施設そのほか厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供する。 【決定者：なし】	同左																		
児童短期入所事業（ショートステイ）	障害児およびその保護者の疾病などの事由によって、一時的に保護または指導を必要とする場合に、肢体不自由児施設、知的障害児施設などに保護し、障害児および家庭の福祉の向上を図る。また、家族の休息を意味するレスパイト・ケアや日中預かりも含まれる。 【決定者数と3月利用分までの支払予定額】 2名 白岩の里：11,700円 やまやの里：3,760円 合計（2名） 15,460円	同左 【決定者数と3月利用分までの支払予定額】 2名 浦田の里：64,960円 やまやの里：7,540円 合計（2名） 72,500円																		
関係法令等	児童福祉法 児童福祉法施行細則	同左	財政への影響額 単位：千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額（増減）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td>73</td> <td>73</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>91</td> <td>91</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> 備考 平成15年度当初予算ベース			予算額	調整後見込額	影響額（増減）	中条町	18	18	0	黒川村	73	73	0	計	91	91	0
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）																	
中条町	18	18	0																	
黒川村	73	73	0																	
計	91	91	0																	